

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第8条 発電管理センターに次の課及び係を置く。 庶務課 庶務係 管理調整課 発電課 工務第1課 工務第2課	(組織) 第8条 発電管理センターに次の課及び係を置く。 庶務課 庶務係 管理調整課 <u>管理調整係</u> 発電課 <u>発電係</u> 工務第1課 <u>三面第1係 三面第2係</u> 工務第2課 <u>胎内係 県央係</u>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。